

自己評価調書

子ども家庭課  
平成31年2月作成

1. 事業の概要

事業の名称	桜保育所整備事業
事業の内容	<p><b>【概要】</b> 現在の桜保育所を南桜公園敷地内に建替（新築）する。</p> <p>規模 入所定員 120 名、鉄骨又は木造 2 階建、延床面積 1,200 m<sup>2</sup>程度</p> <p>配置 敷地中央に保育所を配置し、北側に駐車場約 30 台分、南側に園庭約 1,000 m<sup>2</sup>を配置する。乗入は東西道路より行い、境界部分はフェンス等を廻し、道路や白石川土手との往來の遮断を図り、幼児の安全性を確保する。</p> <p>(別紙資料②のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに建設できる土地の確保は町内では困難であり、また、建設予定地を含む地域はハザードマップにおいて浸水区域に含まれるが、本町の市街地・他の民間の子育て施設も低地に広がっており(別紙資料①)、当地域が特別に危険な場所ではない。水害時対策として、2階屋上にも避難できる構造を考慮、外部階段も設置する。(浸水区域に関する考えは、別記 4.(5)にも記載)</li> <li>・現在の桜保育所は完成後取壊し(2021年予定)、都市公園として整備する。</li> </ul> <p><b>【上位計画との関連】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次大河原町長期総合計画</li> <li>・大河原町子ども・子育て支援事業計画</li> <li>・第6次大河原町長期総合計画</li> <li>・第4次大河原町国土利用計画</li> <li>・大河原町都市計画マスタープラン(策定中)</li> </ul>
事業の目的	<p>桜保育所を移転新築することにより、町内の保育需要に応えるとともに、障がい児保育や乳児保育など、公立保育所として求められる役割を担いながら、現在の保育所の問題点を改善し、より児童や保護者の期待に添える保育を実施することが出来る。(待機児童等の状況は別紙資料③のとおり)</p>
事業計画の背景	<p><b>【背景】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現桜保育所(入所定員 120 名、軽量鉄骨造平屋建、建築面積 726 m<sup>2</sup>)は、開設が昭和 50 年(1975 年)と古く、建設経過年数は 44 年である。</li> <li>・償却年数に近く外壁や屋根など建築的な経年劣化も激しくなっており、室内外設備機器(照明・冷暖房機器・給排水設備)などについても、機能の維持や管理が難しい状況にある。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房については必要な設備が一部設置されておらず、バリアフリー法やだれもが住みやすい福祉のまちづくり条例など、現行法規に適合しない部分も出てきている。</li> <li>・町内の同規模他民間保育所等に比べて、園舎の床面積が狭いものになっており、保育士の休憩室や更衣室、物品の収納庫なども不足している。</li> <li>・現保育所の駐車場は3台分と極端に少なく、送迎滞留スペースも無いことから、朝夕の車使用による送迎で、一方通行の道路での近隣への交通渋滞が日常化している。</li> </ul> <p><b>【期待される効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行法規に準拠したユニバーサルデザインの保育所として、大河原町の保育理念にも基づいた、きめ細やかなサービスを持つ、町内唯一の公立保育所として新しくオープンできる。</li> <li>・ハザードマップの浸水区域内で、万が一の場合でも子ども達の2階屋上への仮の避難経路を確保し、一時的な滞留場所として利用することが可能な計画とする。</li> </ul>										
<p>これまでの取組状況</p>	<p>①H29年4月 庁舎内で保育所整備の具体的検討に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在地での建替えの可能性検討</li> <li>・他の候補地がないか情報収集</li> </ul> <p>②H29年10月 政策企画委員会にて協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補地6案について協議</li> <li>・南桜公園を第一候補、字中の水門地内を第二候補とする</li> <li>・H30年度 基礎調査、H31年度 設計、H32年度 建設予定を決定</li> </ul> <p>③H30年4月 政策企画会議にて協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計、建設スケジュールの確認</li> <li>・整備基本計画の策定内容の確認</li> <li>・都市公園廃止のスケジュールの確認</li> </ul> <p>④H30年6月 大河原町議会全員協議会にて説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桜保育所整備の基本スケジュールの説明</li> </ul> <p>⑤H30年12月 南桜集会所にて桜町地区説明会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桜町地区周辺住民の方々に、桜保育所整備計画の説明</li> </ul>										
<p>今後のスケジュール</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">①基本計画</td> <td>2018 (H30) 年 7月～2019 (H31) 年 3月</td> </tr> <tr> <td>②基本設計、実施設計</td> <td>2019 (H31) 年 4月～2020 (新元号2) 年 3月</td> </tr> <tr> <td>③建設工事、工事管理</td> <td>2020 (新元号2) 年 4月～2021 (新元号3) 年 3月</td> </tr> <tr> <td>④供用開始予定</td> <td>2021 (新元号3) 年 3月</td> </tr> <tr> <td>⑤保育所 開所</td> <td>2021 (新元号3) 年 4月</td> </tr> </table>	①基本計画	2018 (H30) 年 7月～2019 (H31) 年 3月	②基本設計、実施設計	2019 (H31) 年 4月～2020 (新元号2) 年 3月	③建設工事、工事管理	2020 (新元号2) 年 4月～2021 (新元号3) 年 3月	④供用開始予定	2021 (新元号3) 年 3月	⑤保育所 開所	2021 (新元号3) 年 4月
①基本計画	2018 (H30) 年 7月～2019 (H31) 年 3月										
②基本設計、実施設計	2019 (H31) 年 4月～2020 (新元号2) 年 3月										
③建設工事、工事管理	2020 (新元号2) 年 4月～2021 (新元号3) 年 3月										
④供用開始予定	2021 (新元号3) 年 3月										
⑤保育所 開所	2021 (新元号3) 年 4月										

## 2. 事業内容

用地関係	予定地	大河原町字南桜町 15 番地
	用地確保の状況	用地の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 済・未 <input checked="" type="checkbox"/> 町有地・民有地買上・その他 ( )
	敷地面積	3,585 m <sup>2</sup> 程度
	規制の状況	規制区域 都市計画区域 未線引き区域 用途 第二種低層住居専用地域 建ぺい率 50% 容積率 80% 高度地区 なし その他
建設関係	事業規模	≪事業面積≫ 鉄骨又は木造 2 階建 延床面積 1,200 m <sup>2</sup> 程度 ≪主要施設≫ 保育所
工事関係	事業規模	・外構工事 (3,585 m <sup>2</sup> )

## 3. 事業費

建設費又は 工事費 A	調査費・設計費 (H31) 42,000 千円 (測量調査・地質調査・実施設計・工事監理) <b>【財源内訳】</b> 施設整備事業債 保育所分 50% 充当 交付税 70% 措置あり $42,000 \times 50\% \div 21,000$ 千円 社会福祉施設整備事業債 80% 充当 交付税措置なし $残 21,000 \times 80\% \div 16,800$ 千円 不足分 4,200 千円 (一財) 建設費 (H32) 460,000 千円 (建設工事・外構工事) <b>【財源内訳】</b> 施設整備事業債 保育所分 50% 充当 交付税 70% 措置あり $460,000 \times 50\% \div 230,000$ 千円 社会福祉施設整備事業債 80% 充当 交付税措置なし $残 230,000 \times 80\% \div 184,000$ 千円 不足分 46,000 千円 (一財) 合計 498,775 千円 (一財計 49,975 千円)
維持管理費 B	1 年間の維持管理費の累計 <b>【現桜保育所の年間経費】</b> ・人件費等 107,000 千円 ・賄材料等児童直接経費 13,000 千円 ・施設関係管理費 2,000 千円 ・燃料光熱費等 3,000 千円 合計 125,000 千円

	※新施設については燃料光熱費等に変動があると思われるが推計は困難、 人件費や児童直接経費については大きな変動はない。																
	【財源内訳】 保護者負担金 20,000 千円 (H31 年度予算ベース) 一般財源 105,000 千円 (交付税措置)																
合計 A+B	建設費 498,775 千円+維持管理費 125,000 千円	合計 623,775 千円															
公債費 C	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>利子分</td> <td>元利償還分</td> </tr> <tr> <td>設計分</td> <td>H32~H34</td> <td>H35~H51</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年額 384 千円</td> <td>年額 2,644 千円</td> </tr> <tr> <td>本工事分</td> <td>H33~H35</td> <td>H36~H52</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年額 4,600 千円</td> <td>年額 31,700 千円</td> </tr> </table>		利子分	元利償還分	設計分	H32~H34	H35~H51		年額 384 千円	年額 2,644 千円	本工事分	H33~H35	H36~H52		年額 4,600 千円	年額 31,700 千円	
	利子分	元利償還分															
設計分	H32~H34	H35~H51															
	年額 384 千円	年額 2,644 千円															
本工事分	H33~H35	H36~H52															
	年額 4,600 千円	年額 31,700 千円															

4. 大規模事業評価の実施に関する要綱第6条各号に規定する評価の観点等に基づく評価結果は、次のとおりである。

(1) 事業が社会経済情勢から見て必要であるか。(第1号関係)

現在、障がい児保育、乳児保育のニーズが高まっています。また、入所児の状況に合わせた個別配慮、食物アレルギーに対する除去食などきめ細かい給食実施への対応も求められています。これらの要望に応えるためには、長年地域の幼児保育の実績を積み重ねてきた桜保育所は町内唯一の公立保育所として引き続き運営を行う必要があると考えます。

(2) 町が事業主体であることが適切であるかどうか。(第2号関係)

(1)の社会経済情勢により、利益を考えなくてはいけない民間の保育所等では対応できないさまざまなニーズが広がっています。これに対応するためには、町が事業主体として乗り出すことは、民業圧迫には当たらず、すべてを民間に委託することなく、大河原町の直営保育所を残すことは、未来への投資となるもので、町が事業主体となることは適切であると思われまます。

(3) 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうか。(第3号関係)

既存施設は築44年を経過し、老朽化が進んでいます。また、付随する設備も不具合が多く発生しており、修繕を重ねるより建替えが必要な時期に来ています。大河原町の未来を担う子ども達の安全な保育の為に、現行法規の基準に対応した施設を早急に建設する必要があります。

(4) 事業の手法が適切であるかどうか。(第4号関係)

(2)と関連して、現在の桜保育所の安定した運営と安心のサービス内容を継続させるには、町営での運営が一番と考えます。建設等については、内規により一般競争入札(5千万円以上)により実施することとします。

(5) 事業の実施場所が適切であるかどうか。(第5号関係)

町内には保育所を建設できる広さを持った土地の確保は困難なため、先の位置からさほど離れていない南桜公園は、移転場所として適切な位置にあります。長年にわたり子育ての拠点として機能してきた桜保育所は、存続を求める地域住民の多数の要望もあり、地域で愛されている施設です。

現在の保育所跡地も公園として整備する予定なので、これまで公園としての機能を失うことはないと考えます。また、当該地域はハザードマップの浸水区域に指定されていることから、災害発生時には児童が避難できるよう二階建てとすることを計画しています。

南面に広がる白石川の土手沿いの見事な桜の並木は、保育所の園庭を彩る自然のランドスケープになることと思われ、子ども達の健全で逞しい心と体を育てるものと考えます。

(6) 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。(第6号関係)

現保育所が、施設や設備機器の老朽化による建替えが急務となっている現状において、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方が一般的になってきた昨今、新築する今回の事業は、安全・安心なまちづくりに資するとともに、子育てに力を入れるまちとして内外にアピールし、移住・定住についても、より良い効果を得ることができると考えます。

(7) 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。(第7号関係)

現保育所の敷地と道路が狭隘な為、交通渋滞や保育騒音などの問題も見られましたが、移転後は隣地との境界が今と比べて離れるものとなり、交通安全や騒音の問題は緩和されるものと思われまます。道路の通行についても敷地内の駐車場設置と一方通行の出入の設置により、渋滞が起きにくい工夫をします。

(8) 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策

子育て関係部署だけでなく、防災や保健、コミュニティなどの面からも考えていく必要があると思われまます。少子化傾向にありますますが、当面は児童の急激な減少がないと見込まれ、保育所を維持していくことは可能と考えるとともに、待機児童の解消を図ることが急務であると思われまます。

(9) 事業の経費が適切であるかどうか。(第8号関係)

事業用地は町有地であるため、土地購入費や造成費等が不要となっているほか、基本計画では想定される諸条件から建設費用、運営費用の積算を適切に行い、建設にあたっては競争原理のもとで一般競争入札を行うとともに、地方債や交付税を活用して経費の削減に努めまます。

また、施設運営にあたっては、それぞれの段階で経費節減のための業者の選定等を行ってまいます。